## 労働者派遣法に基づくマージン率等の情報開示

(労働者派遣法第23条第5項)

令和7年6月16日 作成 対象期間 令和6年4月~令和7年3月迄(第38期決算)

1 派遣労働者の数	8名
2 派遣先の数	12社
3 マージン率	39. 7%
4 教育訓練に関する事項	<ul> <li>・新入社員教育</li> <li>・発電所運転教育</li> <li>・(保全・工事)転入者教育、OJT教育</li> <li>・派遣説明</li> <li>・若手フォローアップ研修</li> <li>・グレードアップ研修</li> <li>・次世代リーダー研修</li> </ul>
5 労働者派遣に関する料金の平均額	61, 128円(1日8時間あたり換算)
6 労働者派遣の賃金額の平均額	36, 872円(1日8時間あたり換算)
7 労使協定の締結	①労使協定の締結の有無 :締結あり
	②労使協定の対象範囲 :全派遣労働者
	③労使協定の有効期間:令和8年3月31日
8 その他	マージン率には以下が含まれます。
	①社会保険料(厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険)
	②福利厚生費(有給休暇、健康診断、退職金制度、その他手当等)
	③教育訓練費
	④会社運営費
	⑤営業利益

住共エンジニアリング株式会社